

生駒市選挙管理委員会告示第9号

生駒市選挙管理委員会の所管に係る生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月22日

生駒市選挙管理委員会委員長 辻 本 丈 夫

生駒市選挙管理委員会の所管に係る生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

生駒市選挙管理委員会の所管に係る生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月生駒市条例第26号）の施行に関し必要な事項については、生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年2月生駒市規則第1号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
（生駒市選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止）
- 2 生駒市選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成12年1月生駒市選挙管理委員会告示第3号）は、廃止する。